

第19回山形県環境影響評価審査会議事録

1 日 時：平成25年6月17日（月）午前10時から午後3時17分まで

2 場 所：県庁701会議室

3 議 事：

(1) 「(株)最上クリーンセンター産業廃棄物最終処分場増設事業環境影響評価方法書」に対する環境影響評価審査会意見について

(2) 「西遊佐風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する環境影響評価審査会意見について

4 出席者：野堀 嘉裕 会長、大山 弘子 委員、小田原 伸幸 委員、小杉 健二 委員、後藤 三千代 委員、東 玲子 委員、柳澤 文孝 委員、横山 潤 委員（8人）

(事務局)

佐藤課長、吉崎課長補佐（環境影響評価・温泉保全担当）、塚原課長補佐（自然環境担当）、加藤自然環境保全専門員、外山環境影響評価主査(兼)温泉保全係長

5 出席事業者

(1) (株)最上クリーンセンター 阿部専務取締役、(株)三和技術コンサルタント 遠藤統括主幹 ほか 計3人

(2) (株)ゆぎウインドファーム 海藤部長 (株)アズテック 岡部代表取締役 ほか 計3人

6 傍聴者：2人

7 議事内容（議長：会長 野堀嘉裕）

(1) 「(株)最上クリーンセンター産業廃棄物最終処分場増設事業」環境影響評価方法書に対する環境影響評価審査会意見について

(事務局) 本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。ただ今から、第19回山形県環境影響評価審査会を開催します。私は、本日の進行を務めさせていただきます、みどり自然課の吉崎と申します。はじめに、山形県環境エネルギー部みどり自然課の佐藤課長からあいさつを申し上げます。

(佐藤課長あいさつ)

(事務局) 本日、中島委員、早野委員、古山委員の3人の委員が都合により欠席となっています。委員11人中過半数となる8人の出席をいただいておりますので、山形県環境影響評価条例第45条第3項の規定により、本日の審査会は成立することをご報告いたします。

このたび、委員お一方が交代されましたのでご報告いたします。前回まで委員にご就任いただいております、独立行政法人防災科学技術研究所雪氷防災研究センターの阿部修様が3月末で同センターをご退職されたことから、後任の同センター新庄雪氷環境実験所所長の小杉健二様に委員としてご就任いただきました。本日もご出席いただいておりますので、ご紹介いたします。

(小杉委員) ただいまご紹介をいただきました防災科学技術研究所雪氷防災研究センターの小杉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。これまで雪の災害に関する研究に携わってまいりました。環境の仕事と災害、防災研究の仕事では、自然といかに調和した社会を作っていくかということで共通しているのではないかと考えています。今後皆さんのお力になれるよう頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) ありがとうございました。

ここで、資料の確認をさせていただきます。本日の資料といたしまして、審査会次第と委員名簿、資料一覧表、資料、参考資料をお配りしております。そのほか「(株)最上クリーンセンター産業廃棄物最終処分場増設事業環境影響評価方法書」及び「西遊佐風力発電事業に係る環境影響評価方法書」については、本日お持ちいただいているところです。

以上ですが、もし、お手元のない資料がございましたらお知らせください。

それでは、山形県環境影響評価条例第45条第2項の規定により、ここからの議事運営は、野堀会長

にお願いいたします。

(議 長) 山形大学農学部の野堀です。昨年度に引き続き会長を仰せつかりまして、重責ではございますが皆様のご協力のもとに審議会を進めていきたいと思っております。

さて、今日又は明日には富士山が世界遺産に登録されることになりそうだとされています。世界文化遺産というのは、文化的な側面だけではなくて、自然と歴史、文化等が調和していることを条件に世界遺産に推奨されるのですが、山形県には自然と歴史、文化が調和した場所がたくさんあります。この審査会は自然と歴史、文化を後世に残していくということを実証する性格をもっていると思っています。そういう意味では歴史と文化、自然との調和の部分を大事にしながら進めていきたいと思っております。皆様のご協力を得ながら滞りなく進めていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

本日はまず正午までですが、平成25年5月20日付けで山形県知事から諮問されている「(株)最上クリーンセンター産業廃棄物最終処分場増設事業環境影響評価方法書」に係る山形県環境影響評価審査会の意見について審議していただきます。この事業については、前回の審査会において事業者から事業概要の説明をいただいているところです。

昼食をはさんで午後からは、遊佐町比子地区に計画されている「西遊佐風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する意見をお伺いします。

この案件につきましては、環境影響評価法の対象規模に満たないことから自主アセスメントとなりますが、事業者である株式会社ゆざウインドファームから県の意見を求められているものです。

午前の「(株)最上クリーンセンター産業廃棄物最終処分場増設事業環境影響評価方法書」の審議についてですが、本日、事業者である株式会社最上クリーンセンターほか、環境調査の担当の方に待機をさせていただいております。必要に応じて説明又は質問への回答をお願いすることにしておりますので、よろしく申し上げます。

(事務局) ここで、本日、お二方が傍聴を希望しております。

傍聴者の入室の許可について、いかがいたしますか。

(議 長) 傍聴希望者の入室について提案がありましたが、入室を許可することに異議はありませんか。異議がないようですので、許可することといたします。

(事務局) それでは、傍聴者に入室していただきます。

(傍聴者入室)

(議 長) それでは審議に入る前に、議事録署名人を指名いたします。小杉委員と横山委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(小杉委員

横山委員) はい。

(議 長) それでは、審議に入ります。議題は「(株)最上クリーンセンター産業廃棄物最終処分場増設事業環境影響評価方法書」に係る環境影響評価審査会の意見についてです。審議の中で事業者からの説明又は回答が必要になった場合は、一括して事業者から発言していただくことにします。

まず、はじめに、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) *環境影響評価手続実施中の事業の概要(資料p1～p2)、環境影響評価方法書(対象事業の内容、環境影響評価の項目の選定等)を中心に、最上町長からの意見(資料p3～p5)等を説明

(議 長) ボリュームがかなりあって、前回の審査会から少し時間も経っていますが、思い出しながら進めていきたいと思っております。

それでは、委員の皆様から本審査会として提案する意見又はご質問などありましたらお願いします。

特に149ページの評価項目の選定、その次のページからの評価項目として選定しない理由等についてのご意見を申し上げます。

(小田原委員) 騒音ですが、埋立て機械等の移動による騒音については、現状でも影響がないとして実施しないこととなっておりますが、今回、既存の埋立地にかさ上げするということは、埋立て機械等による騒音源の位

置は上にあがるので、影響が出てくる可能性はあります。

(議 長) 騒音源が上にあがるので、音の伝わり方が異なってくると思います。事業者に質問したいと思います。ほかにもありませんか。

(横山委員) 動植物の重要な種等については基本的にレッドリスト等により確認しているところですが、例えば昆虫ですとレッドリストに記載されている種の存在基盤である餌となる植物も併せて重要種として選定する必要があります。たとえば、ギフチョウ、ヒメギフチョウがリストとして記載されているのですが、ギフチョウに関しては、餌となるカンアオイ類は全てレッドリストに掲載されているのですが、ヒメギフチョウですと、ウスバサイシンについてはレッドリストに掲載されていないので、重要種の取扱とはなっていないのですが、ヒメギフチョウの存在基盤となることから重要種と同じような扱いとして調査、予測、評価等を行っていただいて、場合によっては何らかの対策をとっていただきたいと思います。

レッドリストに記載されている昆虫種でもその餌となる植物は必ずしも選定されていないと思いますので、その点をご配慮いただきたいと思います。

(議 長) これについては、意見として取り上げたいと思います。

ほかにご意見、ご質問等はありませんか。

(大山委員) 15 ページの②ですが、埋立て終了部の法面の土砂流出を防止するために、法面保護や緑化を早期に実施すると書いてあるのですが、安易に帰化植物を導入するのではなくて、地域の生態系に配慮した法面緑化とするという記載をしていただきたいと思います。

(議 長) これについても、事業者を確認したいと思います。

(事務局) なお、この意見については、ジークライト株式会社及び株式会社キヨスミ産研の場合も同じような意見を提案しています。

(後藤委員) 176 ページですが、例えば両生類ですと水と関わっているもので、浸透水を放流した川での影響がどうかとうことに意味があるわけで、全く水のないところで調べても何もいないわけです。そうした浸透水が放流される川のところを見るとか、動物によってもう少しきめ細かく調査すべきだと思います。例えば 100m の範囲を対象とするとありますが、鳥類ですとある程度のなわばりとか行動範囲があるわけで、100m では生息状況を把握できないのではないかと思います。

植物だと 100m でいいのかもしれませんが、大型動物や鳥ですと少し狭すぎると思います。

(事務局) 動物の種類によって行動範囲が違うので、それを考慮して調査範囲を選定してもらいたいということですね。

(議 長) 行動半径の広い動物の場合には、100m の範囲を広げたほうがいいということですか。

(後藤委員) はい、そうです。

(議 長) この意見についても確認したいと思います。

ほかにもありませんか。では、私から一つ提案いたします。

最上町長から知事への意見として、「最上町の環境条例の目的を十分踏まえたうえで評価を行うこと」と記載があります。最上町の環境基本条例の趣旨を見ると、これはある意味で、最上町の自然環境と歴史と文化を大事にしてくださいと記載してあることになります。これに対して、方法書の選定項目の「人と自然との豊かなふれあい」の中の「地域及び文化」の項目が選定されていません。155 ページでは、その非選定理由として、「本対象事業となる最終処分場は既に地域住民にも周知されていること、新たな土地改変もなく地域の成り立ちと地域文化に与える影響はない」としていますが、これは違うと思います。この項目は、ぜひ選定してもらいたいと思います。

(柳澤委員) 塩化物や塩化水素などいろいろな数値が載っていますが、データが古いようです。全般的に、最新のデータを使用してもらいたいと思います。

(事務局) 取りまとめデータによっては、24 年度以前のもので最新のデータであることもありますので、その点はご了承いただきたいと思います。

(大山委員) 今の意見に関連してですが、64 ページの (2) の特定植物群落の第 3 回自然環境保全基礎調査につ

いては、だいぶ前に第5回調査の結果も出ていますので、やはり新しいデータで作成又はチェックしていただきたいです。

(議長) 平成5年から10年度の調査データである第5回自然環境保全基礎調査を使用するよう要望したいと思います。

(東委員) 評価項目の選定の表を見ただけでは、説明がなければ空欄の項目の意味がわからないので、どこかに説明があればよいと思います。

(小田原委員) 基本的に空白のところは県の技術指針で評価対象項目としていないということでもよろしいですね。

(事務局) はい。環境影響評価条例の対象事業はいろいろあるわけで、その全ての評価項目がこの表に記載されています。その中でも、今回の廃棄物処理施設については、○か×のついている項目を評価項目としてくださいということです。その中でも今回×のついている項目については、事業者が理由を述べて選定しないとしているところです。空欄の項目は廃棄物処理施設の評価項目とはなっていないということです。ただし、空欄の項目についても、事業者が影響があるものとして予測する場合は選定することも可能ということです。

(柳澤委員) 149ページの表の上の説明では誤解されると思われるので、むしろこの部分は書かないほうがよいと思います。

(事務局) ただ今ご指摘のありました表の説明の修正等については、県から事業者に指示します。

小杉委員にお聴きしたいのですが、この事業予定地は積雪が多いことから積雪による影響又は積雪により誘引されるとされると思われる影響、調査すべき内容等があればご教示いただきたいのですが。

(小杉委員) 積雪の重み又は融雪により有害物質が流れ出ることについてはどうでしょうか。

(事務局) 有害物質については、ここは安定型処分場ですので心配ないかと思います。ただし、融雪により排水量が増大することによる影響は何かあるかどうか確認が必要です。

(小田原委員) 雪融け水については、ここは安定型処分場なので水質の変化はないと思いますし、水量が増大したとしても、現状で運営していることから特に心配はないかと思います。

ただし、かなりの積雪量があるということから処分場では除雪して埋立てを行っていると思われるのですが、処分場外に排雪している場合、廃棄物が雪に付着し持ち出されるということは考えられます。多分場内でわきに寄せているだけだとは思いますが。

(議長) 事業者に聞いたほうがよさそうですね。

(柳澤委員) 融雪水の調査については、新庄の防災研で10数年やらせていただいています。そこでは2月20日頃から融雪が始まるのですが、通常の雪ですと平均pH4.5程度なのですが、融雪の最初の1日だけpH3程度の酸性になるようです。通常はそのまま地下に浸透して中和されてしまうのですが、新庄でそのようなことがありました。

また、風速によって降水量が違うということがありました。風速が上がると雨量計に入っていない分があるので補正が必要となるのです。通常積雪量と言われる数値の1.5倍程度はあったと思います。

(事務局) 事務局から、そのような事例がある旨事業者へ伝えていきたいと思います。

(議長) 時間も進んできていますので、事務局で、これまで出された事業者への質問事項について確認をお願いします。

(事務局) 確認いたします。

- 1 埋立てが進むにつれて作業位置が高くなることにより埋立て等の作業機械による騒音の発生源が高くなり、その影響が懸念される。
- 2 重要な昆虫種の餌となる植物については、レッドリスト等に掲載されていなくとも重要な種として調査すべきである。
- 3 埋立て終了部の法面の緑化については、地域の生態系に配慮して緑化植物の種類の選定を行う必要がある。
- 4 動物の調査範囲が100mに限定されているが、鳥類や哺乳類など動物の種類によって行動範囲が違

うので、調査範囲の設定について配慮すべきである。

5 最上町環境基本条例の趣旨を踏まえ「地域及び文化」についても評価項目として対象とすべきである。

6 一部、古いデータが記載されている箇所が見られるので、最新のものとしていただきたい。

7 除雪した雪については場外に搬出していないかどうか確認したい。

以上に加えて事前に提出された3件と合わせて10件となっています。

(議長) これでよろしければ、事業者に入室してもらいます。

(事業者、入室)

(議長) 回答いただく前に自己紹介をお願いします。

(順次、自己紹介)

(議長) それでは、本日の審査会においていくつか質問が出されています。まず、事務局から質問内容について1件ずつ説明しますので、そのあとに回答又は説明をお願いします。それでは、事務局から説明願います。

(事務局) はじめに、埋立てが進むにつれて埋立て等の作業機械の移動による騒音の発生源の位置が今後高くなることにより、影響が生じないかという質問です。

(三和技術コンサルタント遠藤総括主幹)

距離減衰を考慮すると、最寄りの住居地まで離れることでバックグラウンドと変わらなくなり、影響は回避できると考えています。

(小田原委員) そういう理由であれば、騒音の非選定の理由としてその旨を記載すべきだと思います。

(三和技術コンサルタント遠藤総括主幹)

分かりました。

(事務局) 次に、重要な昆虫の餌となる植物については、レッドリスト等に掲載されていなくとも重要な種として調査するべきではないかとの意見です。

(三和技術コンサルタント遠藤総括主幹)

分かりました。調査いたします。

(事務局) 次に、埋立て終了部の法面の緑化については、地域の生態系に配慮した緑化植物の選定等を行う必要があるという意見です。

(最上クリーンセンター阿部専務取締役)

自然に生える植物などを活かした緑化を考えています。

(大山委員) 文章を工夫して、そのようなことがわかるような表現にしてください。

(最上クリーンセンター阿部専務取締役)

分かりました。

(事務局) 埋め立て終了後は植栽することですが、樹種は何を考えていますか。

(最上クリーンセンター阿部専務取締役)

まだ樹種の選定は行っていません。

(大山委員) ドイツ等では、開発後は開発前よりも豊かな自然となるような手法をとっています。開発によって地域の自然が豊かになる持続可能な社会という視点も考えていただきたいと思います。

(最上クリーンセンター阿部専務取締役)

今回の増設が終了する35年後にどのようになっているのかわかりませんが、地域にあった自然環境を還元できるようにしたいと考えています。

(事務局) 次に、動物の調査範囲が100mに限定されているが、鳥類や哺乳類など動物の種類によって行動範囲等が違うので、調査範囲の設定にあたってはその点を考慮する必要があるという意見です。

(三和技術コンサルタント遠藤総括主幹)

調査範囲は植物と同じ100mとしています。ほ乳類、鳥類、両生類、は虫類、昆虫類とそれぞれカテ

ゴリーはありますが、まずは100mで調査を行うことを考えています。それで、特に鳥類だと思いますが、調査で希少な猛禽類が確認されれば、別途調査を行うことを考えています。現況の処分場と増設する部分の範囲が変わらないということもありますので、まずは100mの範囲で調査を行ったうえで、必要に応じあらためて調査を行うことを考えています。

(後藤委員) 100mの範囲を基準として必要に応じ広げていく等を方法書に記載すればよいと思います。

両生類は水との関わりがあるので、その影響は処分場からの水の放出先まで調査しないと出てこないのではないですか。

(三和技術コンサルタント遠藤総括主幹)

処分場の水は暗渠で2.6km先の河川に直接放出しています。今回の調査は処分場近辺に沈殿槽やちょっとした沢があるので、そこで確認を行いたいと考えています。河川に関しては環境が全く違うこともあり、また処分場から流出する水も基本的に汚染されていませんので、今回は処分場近辺で確認していくこととしています。

(東委員) 100mと明記しなければいけないのですか。

(三和技術コンサルタント遠藤総括主幹)

一般的に範囲は記載しています。地形や立地条件、事業内容等を加味して決めています。

調査範囲の選定根拠は植物に記載していますが、植物と動物は一体なので同じ距離としています。

(東委員) 必要に応じ追加調査を行う旨をどこかに記載すればよいのではないですか。

(三和技術コンサルタント遠藤総括主幹)

鳥を例にとれば、高頻度で猛禽類が確認できれば、当然追加調査は行いますので、そこまでは言及しませんでした。

(大山委員) 173ページの植物の調査範囲の根拠の一つとして、1975年の環境庁時代の研究成果が記載されています。その後、例えば国交省で道路事業の場合は広い範囲とすることとなった気がします。40年前の基準で話しが進んでいるのですが、最近の状況をご存じでしたら教えてください。

(三和技術コンサルタント遠藤総括主幹)

調べてみますが、50mとされているものを、安全をとって今回は100mとしています。100mをとれば、まずある程度の影響は確認できると思いますが、調べてみます。

(議長) もし、方法書の調査地域を超える範囲で調査が必要になった場合はきちんと対応するということがわかるように記載いただいた方がよろしいと思います。

それから大山委員の質問に関してですが、調査地域に関する設定根拠で1975年の引用では古すぎるのとことです。他の案件で500mの範囲をとっていたこともあったので参考とされた方がよいと思います。

(三和技術コンサルタント遠藤総括主幹)

今回の事業計画において工事が全くないということもあり、基本的に100mをとれば評価は可能であると判断しています。

調査の結果、追加調査が必要となった場合は対応しますので、その旨は記載いたします。

(事務局) 次に、最上町環境基本条例の趣旨を踏まえ「地域及び文化」についても評価項目とすべきであるという意見です。

(最上クリーンセンター阿部専務取締役)

分かりました。

(議長) これは私からの意見です。基本条例の第5条に事業者の責務があって、「基本理念にのっとり町が実施する環境施策に積極的に協力するものとする」と明記されています。それで、地域及び文化が非該当ということはないだろうという判断です。

(事務局) 次に、第3章の部分で一部古いデータが記載されている箇所が見られるので、最新のものとしていただきたいという意見です。例えば、方法書の64ページで記載のある「第3回自然環境保全基礎調査」

については、「第5回自然環境保全基礎調査」を引用していただきたいという意見です。

(大山委員) 第5回の調査では特定植物がかなり追加されているので、確認してください。

(三和技術コンサルタント遠藤総括主幹)

分かりました。

(事務局) 次に、除雪した雪を処分場の外に搬出していないかという確認です。

(最上クリーンセンター阿部専務取締役)

処分場外に搬出することは一切ありません。

(事務局) 次に、既存の事業を実施している中で何か環境に対する影響を把握しているのであれば、今回の増設事業で対策をとる必要があるのではないかという意見です。現時点で、既存事業による環境に対する影響を把握していますか。

(最上クリーンセンター阿部専務取締役)

主に、苦情とかトラブルの類になるかと思えます。平成6年開業から20年ほど経過していますが、大きな苦情やトラブルの事例はありません。ただし、地域住民の方が、搬入車両と対面するときに威圧感を感じてしまうようで、それは一方通行を行う等で対応しています。なお、役場等に苦情がきたとは聞いておりません。また、騒音、異臭、粉塵等についても苦情は聞いておりません。

(事務局) 苦情以外でも、何か問題点があれば対策を講じる必要があるということです。

(最上クリーンセンター阿部専務取締役)

分かりました。

(事務局) 次は、事業計画内容として工事は無いとのことですが、伐採や法面整備もないということですか。

(最上クリーンセンター阿部専務取締役)

平成6年から営業しているなかで、自然に生えてきた杉が10本程度点在してしまっていて、その処分は必要かと思えますが、土地の改変等は一切ありません。

(議長) 斜面自体の整備もないのですか。

(最上クリーンセンター阿部専務取締役)

安定型なので改変しません。

(事務局) 次に、方法書154ページの地盤に関する記述で、地盤沈下と透水性に因果関係はあるのですかという確認です。ない場合には、前段を削除していただきたいということです。

(三和技術コンサルタント遠藤総括主幹)

確認し、対応いたします。

(議長) それでは、以上で質問は終わりとなります。事業者の方と環境調査を担当されていますコンサルの方とは独立した存在であって、評価項目についてはそれぞれ考えておくべきだと思います。今回の審査会の意見を参考にし組み立ててほしいと思います。

事業者の皆様、本日は誠にありがとうございました。退室くださるようお願いいたします。

(事業者 退室)

(事務局) 先ほどの調査範囲の件ですが、「道路環境影響評価の技術手法」によりますと、動物の調査範囲は250m程度とされています。事務局から事業者へ伝えたいと思います。

また、方法書の修正ですが、知事意見に基づき評価項目が追加されるなどの場合は、改めて方法書を作成することとなりますのでご了解ください。

(議長) それでは、このあたりで審査会の意見をまとめたいと思います。審査の時間が残りわずかとなりましたが、委員の皆様いかがいたしますか。

(会長にご一任いたします。)

(議長) 私に一任との発言がありました。

それでは、これまで委員の皆様から出された意見や最上町長からの意見を踏まえ、私が答申案をとりまとめ、委員の皆様へ提示申し上げ了承をいただいたうえで県に提出することとしたいと思いますが、

いかがでしょうか。

(そのようにお願いします。)

(議 長) それでは、案については、取りまとめ次第委員の皆様にお送りしたいと思えます。

それでは、「(株) 最上クリーンセンター産業廃棄物最終処分場増設事業環境影響評価方法書」に係る山形県環境影響評価審査会意見の審議は、これで終了させていただきます。

委員の皆様からは、積極的なご審議をいただきまして、ありがとうございました。

(事務局) 野堀会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、「(株) 最上クリーンセンター産業廃棄物最終処分場増設事業環境影響評価方法書」に係る審議を終了します。

(2) 「西遊佐風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する環境影響評価審査会意見について

(事務局) それでは、午後の日程に入ります。

遊佐町比子地区で計画されている「西遊佐風力発電事業に係る環境影響評価方法書」についての環境影響評価審査会の意見について審議していただきたいと思えます。この案件につきましては、発電規模が6,900kWであり、環境影響評価法第二種事業の対象規模である7,500kW未満であることから、自主アセスメントとなります。

この事業は、鳥海国立公園第三種特別地域内で計画されているもので、計画の策定にあたっては、景観や周辺の自然環境への十分な配慮が必要であり、事業者である株式会社ゆげウインドファームから県意見を求められております。そのため、県意見の提出にあたって、環境影響評価審査会の意見をお聴きするものです。

それでは、議事運営は野堀会長にお願いいたします。

(議 長) ただいま事務局から「西遊佐風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する審査会の意見を求めることについての発言がありました。これについては、平成25年5月21日付けみ自第156号にて県環境エネルギー部長から本審査会の意見を求められています。それでは、事務局からの説明をお願いします。

(事務局) *西遊佐風力発電事業の概要(資料p7)、環境影響評価方法書(対象事業の内容及び対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等)、縦覧期間に提出された意見資料(p8~p9)、自然公園内の風力発電事業に係る審査の流れ(資料p6)、西遊佐風力発電事業環境影響評価方法書に関する山形県環境審議会自然環境部会の意見等について等を説明

(議 長) この事業につきましては、6月11日、12日の両日、委員の皆様方から現地確認を行っていただいております。合計6名の委員の方が現地確認をされております。ありがとうございました。

それでは、本審査会として提案する意見、質問をお願いします。

(大山委員) 方法書の27ページで、日本の重要な地形が予定地の近接地に分布しているのですが、122ページの評価項目で重要な地形及び地質の項目が×になっています。そこが気になりました。

(事務局) 大山委員からの意見に関しましては、環境審議会自然環境部会でも同じような意見が出されています。

(議 長) これについては、事業者の確認が必要かと思えます。

(横山委員) 方法書の48ページ(2)の植物群落についてですが、確かに対象事業実施区域内には植物群落レッドデータブックで選定されている群落は存在していないのですが、レッドデータブックやまがたの中には「植物群落・植物個体群立地調査」という項目があって、その中に山形県内で保全すべき貴重な植物群落や植物個体群がリストアップされています。その中で、庄内砂丘ハマニンニクコウボウムギ群落が危急度の高いレベルで取り上げられているにもかかわらず、これに触れていない。この点は、ぜひ記載していただきたいと思えます。改変地域内にそういう群落が存在するという点、しかも、現地調査

において、当該地域がハマニンニクコウボウムギ群落と判断していいような植生状態となっていることを確認しておりますので、この点については、事業者に適正な評価をしていただきたいと思います。

(議 長) この点は事業者を確認したいと思います。

(横山委員) 方法書の122ページと123ページで、植物の「重要な種及び群落」の「地形攪変及び施設の存在」の調査項目が×になっていますが、海浜植物群落は基本的にはほかの植物の陰にならないような立地に生育していますので、たとえば風車の影などが常時かかるような場所が存在するとその部分の群落が衰退する可能性が十分考えられますので、施設の存在による植物群落への影響については調査項目に入れていただく必要があると思います。

(後藤委員) 方法書122ページの調査項目で風況の調査は必要ないのでしょうか。

(小田原委員) 風速等は、環境影響に該当する項目ではないように思います。むしろ、この事業に関する付帯データですね。もちろんそういったデータは取ると思いますが、環境影響評価の対象とはちょっと違うような気がいたします。風が減衰して自然環境に影響を与えるのであればそういった項目も必要かもしれませんが、環境影響の視点ではおそらく必要ないと思われます。

(柳澤委員) 現地確認の時の質疑応答の中で地下3mのあたりに地下水があるという記載があり、また直径60cmの杭を25mから30m打ち込むということですが、はたして大きな基礎の部分が3mくらいのところまで入るのか、もしそうだとすれば、地下水がブロックされてしまいます。そのあたりの構造がよくわかりません。

(議 長) 確認してみたいと思います。

(小杉委員) 方法書の122ページの評価項目のうち、騒音と低周波音については一番気になるところだと思うのですが、その調査期間が秋と冬の各24時間となっています。音の伝わり方はその時の気象条件で変わるので、24時間よりももう少し長い期間調べたほうが良いと思います。例えば遠くの音が良く聞こえる日がありますが、それは例えば地表付近は非常に低温だけれども上空には暖かい空気がある、そういう大気の状態により音の伝わり方が変わってくる、そういうことを考えると、各季節で長期間の調査をやっていただきたいと思います。

(議 長) これについても、事業者を確認したいと思います。

(小田原委員) 騒音に関連してですが、風力発電については風速に比例して大きくなると思います。通常の施設の場合、基本的に所定の能力いっぱい運転してそのときの騒音を測ればいいのですが、風力発電の場合、自然環境に左右されるので、ある程度の期間を設定すると同時に、ある程度以上の風速のとき、計画に近い風速の時に計測できればより正確な騒音の影響を把握しやすいと思いますが、そういうことは可能ですか。

(議 長) 遊佐の風力発電所の場合は今頃ですと夏のだし風で回っていますし、冬は西風で回るわけで、両シーズンのデータをとるとするのは必要だろうと思います。小田原委員と小杉委員の2つの質問について事業者を確認したいと思います。

(事務局) 今のご意見については、事業者伝える必要があると思います。なお、今ご意見があった内容については、事後調査等で実際に確認する場合は可能ですが、予測式へのあてはめにあたってご提案いただいた条件を設定できるかどうかについては、確認する必要があります。実際に風車を設置したあと又は既存の風車、近くに7基ありますが、そこでのデータについては調査で把握することができるかと思いますが、実際にこの場所での予測となると、予測式での条件設定等が可能かどうか確認する必要があります。

(大山委員) 方法書140ページの植生調査の時期ですが、選定理由では、同定が容易な時期と記載されていて、植生調査を秋季に行う予定となっています。このあたりはクロマツ林が多く、林床にはスゲ類が多く見られますが、スゲ類については秋の同定がむずかしいので、調査時期についてはスゲ類をきちんと判別できる時期にしていきたいと思います。

(横山委員) 環境審議会自然環境部会からの意見にもあるのですが、今回、国定公園内での事業ということもあり、

建設機材の搬入等、特に生コン車が連続して150台入るということを考えると、資材搬出入路で国定公園にかかる場所については、対象事業実施区域と同等に調査対象地域に組み入れるべきではないかと考えています。このあたりを事業者伝えていただきたいと思います。

(議長) これについても確認したいと思います。

(東委員) 突堤の工事が行われていました。大きなテトラポッドを乗せたトラックがかなり頻繁に行き来していたと思います。突堤工事は砂地の浸食防止が目的なのでしょうか。今回の事業とは直接関係無いとは思いますが、砂地に建てるのをおそれていまして、30m掘るから大丈夫だとお聞きしましたが、足もとから砂地そのものがすくわれるようなことが将来的に起こるのではとても困ります。既存のクロマツ林内にある風車とは設置箇所の状況が全く違いました。搬入路とは別のルートで現地に入りましたが、土留めしているところがありました。そういったことが搬出入路側でも起こりえると考えて突堤の工事が始まっているという事なのか、突堤は突堤で別の話なのか分かりませんが、もしそのような理由で工事が行われているのであれば、結構こわい場所だなというイメージでした。突堤について方法書に記載がないのでどうなのか分かりませんが、そのあたりが一番不安な要素でした。

(事務局) 突堤の工事目的は確認していません。確認したいと思います。

(議長) 私からも一つ質問があります。酒田市では確か日本海側で起きる地震に対する津波のハザードマップを作成していたかと思えます。ハザードマップにある津波が想定される高さ事業計画地の地盤高を重ね合わせることはやっておいた方がよいと思うのですがどうでしょうか。

東委員の意見と類似しているのかも知れません。突堤をつくって砂を止めていると言うことと、津波がリンクする可能性がある気がしたので発言しました。

(事務局) 今回の事業箇所は遊佐町ですので、遊佐町のハザードマップの作成がどこまで進んでいるか確認したいと思います。

(議長) 分かりました。

(柳澤委員) 突堤はどの辺に作っているのですか。

(事務局) 設置予定の3基の風車のうち最も北側の風車から50m程北側あたりです。

(東委員) もう一本南側にもあったと思います。

(事務局) ずっと南側にもあります。

(柳澤委員) 突堤は浸食を防ぐ目的で作るわけですが、作ったが故に削れることも良くあることで、気がついたら砂がないこともよくあります。作って見ないと分からないですね。

(後藤委員) 支持層まで杭を打つと事業者から説明を受けましたが、支持層は第三者による確認を受けるのでしょうか。事業者の確認だけなのですか。

(事務局) 事業者が専門家に頼んで試験堀を行っていると思います。支持基盤がきちんと確認された場所なのかというご意見と思いますが、施工に関する内容ですので、参考として聞きたいと思います。

(議長) 審査フローについて質問があります。本審査会の意見は環境エネルギー部長へ返すことになります。環境審議会自然環境部会からの意見は本審査会へ反映される構造になっているのでしょうか。今回、自然環境部会での意見が資料として提供されていますのでそのようなプロセスになるのでしょうか。

(事務局) このフローは一般的な流れを表しています。本審査会や自然環境部会が出された意見については、双方の委員の方へ逐次情報提供していきたいと考えています。

(議長) 準備書や評価書の段階でも意見を述べることになっています。会議のタイミングについては慎重に設定してください。

(事務局) 分かりました。

(議長) そろそろ質問が出尽くしたということでしたら、これまで出された事業者への質問事項について事務局から確認をお願いします。

(事務局) 質問項目について確認いたします。

1 事業実施区域周辺には、日本の地形レッドデータブック等で「保存すべき地形」、「日本の典型地

- 形」として選定されている庄内砂丘等が存在しているので、重要な地形及び地質を評価項目として選定すべきでないか。
- 2 レッドデータブックやまがたの「植物群落・植物個体群立地調査」で「庄内砂丘ハマニンニク・コウボウムギ群落」が危急度の高い植物群落として選定されているので、記載及び適切な影響予測、評価が必要である。
 - 3 「地形改変及び施設の存在」の欄の「重要な種及び群落」の調査項目が×になっているが、風車の存在による影が常時ある場所では海浜植物群落への影響も考えられるので、評価項目として選定すべきである。
 - 4 風車の地下部の構造によっては基礎が水脈を分断するおそれがあるので、構造について確認したい。
 - 5 騒音、低周波の調査については秋と冬の各季節 24 時間となっているが、音の伝播が気象条件等によって異なることから条件の異なる幅広い調査時期を選定するとともに、調査期間については 24 時間に限定せず十分な期間設定とすることが必要である。また、発電所の稼働が定格出力状態となり、影響が最大となる時期を予測対象時期とするのが望ましいのではないか。
 - 6 植生調査は秋に行うこととしているが、スゲ類の同定が可能な時期を選定する必要がある。
 - 7 多くの工事用車両が連続して通行することから、国定公園内の工事用資材搬出入路周辺については動植物の調査対象区域として追加すべきである。

また、参考項目として以下について確認する。

- 突堤の整備目的及び支持基盤の確認はどのように行っているのか。
- 津波ハザードマップ（遊佐町）を参考に事業予定地での津波の影響についての検討。
- 風況データについて把握しているのか。

(議 長) 他に質問項目はありませんでしょうか。

(後藤委員) 138 ページの鳥類の調査期間が 4 回となっていますが、風車による事故が多いのは渡り鳥なので、秋をはじめとする渡りの時期も重点的に調査をお願いしたいと思います。渡り鳥は、海岸線をつたって森林などを利用しながら渡っていくことが分かっています。

(議 長) これについても事業者に聞いてみたいと思います。

それでは事業者の方に説明いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(事業者、入室)

(議 長) 回答いただく前に自己紹介をお願いします。

(順次、自己紹介)

(議 長) それでは、本日の審査会においていくつか質問が出されています。まず、事務局から 1 件ずつ質問内容について説明しますので、その後回答または説明をお願いします。それでは、事務局から説明願います。

(事務局) 方法書の 27 ページの図を見ると、今回の事業予定地が「日本の典型地形」及び「日本の地形レッドデータブック」で選定された庄内砂丘から外れているように記載されています。特に「日本の地形レッドデータブック」では詳細な区域の記載ではなく全体として指定されていて、現地の状況から考えると区域に含まれると思われることから、評価項目の「重要な地形及び地質」を選定する必要があるのではないかとこの意見です。

(アズテック岡部代表取締役)

27 ページの図については、典型地形図ということで「日本の典型地形」及び「日本の地形データブック」を参考に作成したものです。対象事業実施区域を半径 500m くらいとっていますが、対象事業実施区域の海岸線沿いにそれが当てはまることにはなりますが、直接的な地形改変が及ぶところは風車が建設される 3 箇所に限定されますので、評価項目からは外したところですが、元出典の二つの文献のエリアについては再度確認したいと思います。

(大山委員) 風車そのものは 27 ページの図から見ると外れていますが、工事などの影響も考えると、これほど近

くに指定された区域があるが、そこには影響はない、という結論でよいのかは疑問です。

(アズテック岡部代表取締役)

今回、送電線の部分については事業の対象外と考えています。ご指摘のように3基の風車からは一部クロマツ林内に埋設して通ることになりますが、事業者としては、それによる変化が地形に著しい影響を与える行為ではないという判断をしていますので、評価項目として選定しませんでした。

(大山委員) そうしますと、27 ページで赤く囲ってある対象事業実施区域が一部典型地形にかかっていますが、123 ページの選定理由・根拠で対象事業実施区域に重要なものは存在しないと書き方になっていますのでこの辺の書き方も見直す必要があると思います。

(アズテック岡部代表取締役)

わかりました。書き方を修正します。

(議 長) おそらく、岡部さんがおっしゃったように、海側の庄内海岸の砂丘の地形自体が典型地形となっています。多分潮間帯のことを言っているのだと思いますが、その場所と該当地がどれくらい隣接しているかということになるだろうと思いますので、もう一度きちっと調べてみる必要があると思います。あと送電線の埋設ケーブル等は砂丘植生のところを通っていきますので、十分留意して文言も修正されることを要望します。

(事務局) 次に、方法書 48 ページでは、対象事業実施区域には「植物群落レッドデータブック」で選定された植物群落は存在しないとのことですが、「レッドデータブックやまがた」の中で危急性の高い植物群落として選定されている「庄内砂丘ハマニクークウボウムギ群落」を現地で確認しているので、適切な予測、評価が必要であるという意見です。

(アズテック岡部代表取締役)

今のご指摘を十分踏まえて、記載内容等の修正と現地調査を行います。

(事務局) 次に、方法書の 122 ページの評価項目ですが、「地形変化及び施設の存在」欄の「重要な種及び群落」の調査項目が×になっていますが、海浜植物群落は、風車の影などが常時かかるような場所では影響を受けやすいことも考えられるので評価項目として選定していただきたいという意見です。

(アズテック岡部代表取締役)

項目の選定については、主務省令の別表第五に基づき作成しています。風車の影については、主に生活環境への影響として評価検討されているケースが多く、植物に関して検討している事例は、弊社で行ったアセスではありません。他社の風車が北側に建設されていますが、そこでの現況を見ますと周辺の植物に対して影響は見られないと考えています。今回、風車の影の影響に関しましては、日陰図を作成してお示ししますので、場合によっては事後調査で影響の有無について検証していきたいと考えています。

(横山委員) 風車の影の項目ではなく、施設の存在が植物群落に影響を及ぼすのではないかとということで評価項目として選定すべきではないかという意見です。

海浜植物の場合、一般の植物群落と違って常時日照にさらされている状況で生活していますので、影が短時間でも存在すると言うことは元の生育状況と違った条件を与えることとなりますので、多少評価していただかないといけないと思います。

(アズテック岡部代表取締役)

認識がずれていました。海浜植生の特徴を考え合わせますと、ご指摘のありました影響は懸念されますので、施設の存在による植物への影響については選定項目としたいと思います。

(事務局) 地下部の基礎の構造によっては、基礎が地下3mあたりの水脈を分断するおそれがあるので、構造について確認したいという意見です。

(アズテック岡部代表取締役)

基礎構造は地表面から3m程度掘り下げて、16m四方程度の大きさの正八角形の基礎を作成します。その基礎の底辺部分で水がしみ出してくるというレベルになります。その下に杭を支持層まで25～30

m程度打ち込む構造になります。

(日立エンジニアリング・アンド・サービス清水氏)

概略図に、基礎部分の構造も追加するようにいたします。

(事務局) 次に、騒音、低周波の調査期間については秋と冬の各季節 24 時間となっているが、音の伝播が気象条件等によって異なることから条件の異なる幅広い調査時期を選定するとともに、調査期間については 24 時間に限定せず十分な期間を設定することが必要ではないか、また、発電所の稼働が定格出力状態となり、影響が最大となる時期を予測対象時期とするのが望ましいのではないかと、という意見です。

なお、その場合、予測の条件設定として可能かどうかということもあります。

(アズテック岡部代表取締役)

調査は秋と冬の 2 回考えています。平均的な様相を呈する秋と、風が強い冬に行くこととしています。

24 時間に関しては、日変動は風の影響なので、日変動は予測しない方向で考えています。

(小田原委員) 風の強い冬季の場合、予定していた 1 日の計測値を暗騒音とするということですか。

(アズテック岡部代表取締役)

計画ですと、風車の最大回転数は 1 分間 20 回転くらいなので、そのような状況となる気象条件のときに現状として暗騒音を把握いたします。

(小田原委員) 装置として最大の値が予想されるときに計測するのですか。

(アズテック岡部代表取締役)

そうです。

(小杉委員) 音の伝わり方は気象条件によって違うので、いろいろな気象条件のもとで調べておくべきではないかと思えます。

(アズテック岡部代表取締役)

音の伝播は湿度によっても変わると聞いています。今回の予測の中では、平均的な部分と最悪の条件を加味した中でデータを取りたいと考えています。

(事務局) 次に、方法書 140 ページの植物に関する調査期間ですが、選定理由で同定が容易な時期を選んだとありますが、スゲ類に関しては秋季の同定は難しいので、判別できる時期に行ってくださいという意見です。

(大山委員) クロマツ植林にはスゲ類が多いですし、例えば、水田雑草群落も群種単位でまとめる場合、春が重要な時期となるように、調査時期をひとつの時期に限定しないで、植物の種類等を考慮し調査時期を選定していただきたいということです。

(アズテック岡部代表取締役)

分かりました。

(事務局) 次に、動植物の調査範囲についてですが、方法書では風力発電施設設置箇所から半径 500m までを調査区域としています。搬出入路を新たに開設するわけではないのですが、1 度に工事車両が連続して 150 台通ることから、国定公園内の資材搬出入路周辺も調査対象範囲とする必要があるという意見です。

(アズテック岡部代表取締役)

搬出入路については、土地の改変や伐採等はいりませんので、調査地域としていません。

なお、クロマツ林内で猛禽類の営巣が確認された場合などは減速走行するなどの対策は行いたいと思えます。

(横山委員) 工事車両の 150 台が、ここの通行量に対してインプットが小さいのであれば問題ないと思いますが、そこはどうか考えますか。

(アズテック岡部代表取締役)

1 日 150 台ですと、1 時間に 20 台程度です。工事車両の通行による動植物の影響としては猛禽類が考えられますが、今後、猛禽類に関する情報が得られた場合は先ほどお話したような対応を考えていきたいと考えています。

(横山委員) 砂浜の草本群落を考えると、大型の車両がそれなりの頻度で走行するということによって全く影響が無いかと言われると少し疑問があります。当該地が第三種とはいえ国定公園の特別地域であることを勘案すると、全部500mの範囲で行う必要はないですが、道幅が広いわけではないので誤って踏んでしまうこともあり得ると思います。道の両脇に問題になるような植物や昆虫がいないか調査する必要があると考えます。

(議 長) 国道7号であれば時間20台の増加はあまり問題とならないと思いますが、砂丘地の部分についても問題はないとはいえないと思うので、工事の実施に伴う影響として調査項目に追加すべきだと思います。

(アズテック岡部代表取締役)

事業者と相談いたします。

(事務局) 次に、鳥類については4回の調査としていますが、風車による事故が多いのは渡り鳥なので、渡りの季節についても重点的に調査を行う必要があるという意見です。

(アズテック岡部代表取締役)

調査としては、秋季と春季の渡りの時期と繁殖期及び冬季に行います。渡りの時期に関して言いますと種によってピーク時期に違いがありますので、極力そういうことが把握できるような日程を設定し調査を行います。

(後藤委員) いろんな鳥が渡ってきますので、時期はかなりずれると思います。

(事務局) ここからは、参考としてお聞きする内容です。

まず、近くで突堤工事をしているようですが、工事の目的はご存じですか。また、目的が浸食防止であれば、今回の風力発電施設に対する浸食の影響は考えられないですか。

(ゆざウインドファーム海藤次長)

工事看板を見ますと、爆弾低気圧で壊れた箇所を修繕しているようです。

(事務局) 砂浜の浸食による影響はないですか。

(ゆざウインドファーム海藤次長)

心配はしていません。直接的な影響はないと思っています。

(事務局) それに関連してですが、津波のハザードマップを遊佐町で作成しているかご存じですか。

(ゆざウインドファーム海藤次長)

把握していません。

(議 長) 多分遊佐町でも作成していると思います。ハザードマップと事業実施区域がオーバーラップしているかどうか把握された方がよいかと思います。

(ゆざウインドファーム海藤次長)

遊佐町からいただくようにします。

(議 長) これで、本日の審査会で出された質問は全てお聞きしましたが、事前に出された質問については如何でしょう。

(アズテック岡部代表取締役)

回答を準備していますので、お渡しします。

(議 長) 補足でのご質問等がありますか。

(小田原委員) 地図に事業実施区域とありますが、これが実際の事業実施区域ですか。

(アズテック岡部代表取締役)

実際はアセスの調査結果等に基づいて、風車の配置が変わる懸念がありますので多めにとっています。

(小田原委員) まだ確定していないということですね。

(アズテック岡部代表取締役)

はい。

(議 長) 先ほどの基礎構造物の位置についてですが、先週現場をみましたら、施工箇所と海水面の高低差が3mしかないようには見えませんでした。10m以上はあるようでしたが。

(ゆざウインドファーム海藤次長)

実際にはこれから測量等を行います、確かに高低差は7mくらいはありそうです。

(日立エンジニアリング・アンド・サービス清水氏)

隣接する7基の調査ボーリングでは、6～7m程度の深さで水が出ていまして、そこよりもある程度下がっている箇所となりますので3m程度で出てくるのではないかとこの予測です。

(議長) 分かりました。

(事務局) 事前質問への回答について、事業者からの説明をお願いします。

(アズテック岡部代表取締役)

- ・ 工事中の車両走行についてですが、風車資材の輸送は夜間に実施いたしますので、海岸等を利用する方には注意喚起することで対応していきたいと考えています。また、風車機材以外の搬入に関しては、別のルートから搬入することを予定しています。

- ・ 砂防林よりも海岸寄りの砂地への風車設置についてですが、風力発電施設はグランドレベルから25から30mの深さの支持基盤まで打ち込む杭基礎による支持を行うことから、砂浜の浸食による風車倒壊などの心配は無いと考えています。

- ・ 鳥類調査についてですが、今回の調査の中で周辺の渡りルートについても調査いたします。

- ・ 方法書13ページ1行目につきましては、方法書の内容がちぐはぐになっているとご指摘を踏まえまして準備書段階においては整合性をとるように記載を修正いたします。

- ・ 方法書32ページで最新の第6回自然環境保全基礎調査のチェックはしているかということですが、今回の方法書には反映していませんでした。チェックして追記いたします。

- ・ 方法書47ページの植物種の件でございますが、参考文献を再度確認いたします。なお、チョウセンノガリヤスは誤標記でチョウセンガリヤスに修正いたします。

- ・ 48ページ6行目、第3回自然環境保全基礎調査の件ですが、準備書段階では最新のデータを使用し記載させていただきます。

- ・ 51ページ、巨樹・巨木についてですが、準備書段階では最新のデータを使用いたします。

- ・ 55ページ、今後の調査結果には「文化財保護法」「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律」も加えることとありますが、ご指摘のとおり準備書段階では追記したいと考えています。

(議長) ありがとうございます。ただいまの説明に関する質問はありますか。

(東委員) 風車機材以外の搬入については別ルートとのことですが、150台の生コン車も別ルートを通るとのことですか。

(日立エンジニアリング・アンド・サービス清水氏)

書き方が分かりづらかったのですが、作業員の立ち入り(車両)については別ルートを予定しているという意味でした。

(議長) 南側から入るのですか。

(アズテック岡部代表取締役)

現地確認のときに通ったルートになると思います。

(議長) 回答事項の文章は、修正してください。

他に質問等ありませんでしょうか。

それでは、以上で質問は終了したいと思います。事業者の皆様、本日はお忙しいところ誠にありがとうございました。退室くださるようお願いします。

(事業者 退室)

(議長) それでは、ここで審査会の意見のとりまとめに入ることとなりますが、委員の皆様いかがいたしますか。

(会長にご一任いたします。)

(議長) 私に一任との発言がありました。

それでは、これまで委員の皆様から出された意見、住民の方等から出された意見、また6月10日に開催されました環境審議会自然環境部会での委員からの意見などを踏まえ、私が案をとりまとめ、委員の皆様にご提示申し上げ確認をいただいたうえで県に提出したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) (そのようにお願いします。)

(議長) それでは、案については、取りまとめ次第、委員の皆様にお送りしたいと思います。
事務局から何かありますでしょうか。

(事務局) 本日の案件とは別に、酒田市において県及び酒田市の風力発電事業が計画されています。これにつきましても、これから環境審議会と本審査会でご意見をお聴きすることになると思います。短い期間の中で現地確認及び環境影響評価審査会を開催することとなりますが、別途、日程調整をさせていただきますのでよろしくお願いたします。予定としましては、現地確認は7月中旬から下旬頃、審査会につきましては8月下旬から9月上旬あたりを予定しています。あらためて日程調整をいたしますので、ご協力をお願いいたします。

(柳澤委員) 爆弾低気圧で被災したとのことですが、そういった情報も集めていただけないでしょうか。

(事務局) 事実関係の確認とデータについて調べてみます。

(議長) それではこれで「西遊佐風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する山形県環境影響評価審査会意見の検討はこれで終了させていただきます。

委員のみなさま方からは長時間にわたって積極的なご意見をいただきまして、ありがとうございます。
た。

(事務局) 野堀会長、ありがとうございました。

それでは、閉会にあたり、佐藤みどり自然課長からご挨拶を申し上げます。

(課長あいさつ)

以上をもちまして、本日の全ての審議を終了いたします。委員の皆様からは長時間にわたり積極的なご審議をいただきありがとうございました。

(終了：午後3時17分)